

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
 「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
 「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

| 頁 | 区分 | 項目 | 指摘事項・意見（抜粋） | 担当部署（所管課） | 対応区分 | 措置状況・理由 |
|----|--------|--|---|-----------|------|---|
| 49 | 指摘事項10 | 第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 6. その他（1. ～ 5. に属さない個別の固定資産） ＜旧連島東小学校について＞ | 行政財産ではなく普通財産とすべきである。また、民間保育園による一部利用について、その妥当性を検討し所定の決裁のうえ、契約締結する必要がある。さらに、残地については、早期の売却などによる処分を図るべきである。 | 教育施設課 | 対応中 | 普通財産への移行、民間保育園の利用及び残地の処分について、関係課と協議・検討しています。 |
| 97 | 指摘事項14 | 第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜旧児島高等学校跡地の利用について＞ | 建物については、地域のコミュニティー活動の用に供されているものの、グラウンドについては特に活用されておらず、管理も不十分である。したがって、グラウンドについては市による利活用及び処分を検討する必要がある。また、古い備品の撤去や進入対策など適切な管理を行う必要がある。 | 教育施設課 | 対応中 | グラウンドについては、市による利活用を検討しています。また、進入対策のフェンスを設置しました。 |

（公表日：令和3年9月27日 通知日：令和3年9月16日 倉市教教企第24号）